

岡情審査第1331号

平成23年12月9日

岡山市教育委員会 委員長 柳原 正文 様

岡山市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 山口 和



岡山市個人情報保護条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成23年7月7日付け岡教指第469号による下記の諮問について次のとおり答申します。

記

〇〇〇〇（本人氏名）の平成21年度～平成22年度の幼稚園幼児指導要録（学籍・指導の記録）（以下「本件保有個人情報」という。）の保有個人情報開示請求に対して、一部開示とした決定に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）についての諮問

第1. 審査会の結論

本件保有個人情報の請求に関して、岡山市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分は妥当であるから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

第2. 異議申立て及び諮問の経緯

1 本件異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成23年3月31日、実施機関に対し、岡山市個人情報保護条例（平成12年市条例第34号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定に基づいて本件保有個人情報の開示請求を行った。

なお、本件保有個人情報開示請求は、法定代理人である母親が子本人に代わって行ったものである。

2 前項の請求に対して、実施機関は、同年4月13日付けで、本件保有個人情報について、「指導に関する記録のうち、指導の重点等の『個人の重点』『指導上参考になる事項』は、条例第11条第3項第2号の個人の評価、診断、判定に関するものに該当するため。」として一部開示決定処分を行った。

3 上記決定を受けた申立人は、実施機関に対し、同年4月21日付けで、非開示部分を開示すべきであるとして本件異議申立てを行った。

4 それに対して、実施機関は、同年7月7日、本件異議申立ての取扱いについて、条例第17条の規定に基づき、当審査会に本件諮問を行った。

第3. 申立人及び実施機関の主張の要旨

1 申立人の主張要旨

本件保有個人情報のうち、実施機関が非開示とした「個人の重点」及び「指導上参考になる事項」については、閲覧ができることになっているはずであり、保護者に開示しないのは、納得ができない。年長児クラスの担任の言動には問題があり、子の成長に大きな影響を与えていると感じている。この問題は、人格に関わる問題であって、子を育てる者としては、全てを知り、受け止めたいと思っている。

2 実施機関の主張要旨

(1) 条例第11条第3項第2号該当性

ア 指導要録は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第24条の規定により作成が義務づけられた児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本であり、入園や異動の生じたときに記入し、外部に対する証明等の原簿としての性格を有する「学籍に関する記録」と1年間の指導の過程とその結果を要約し、次年度の適切な指導に資するための資料としての性格を有する「指導に関する記録」に区分される。

本件異議申立ての対象となった「個人の重点」欄及び「指導上参考となる事項」欄(以下「当該非開示箇所」という。)は、「指導に関する記録」中、幼児の評価等を記入するために設けられた欄である。「個人の重点」欄は、該当年度の指導の過程について記入する「指導の重点等」欄に設けられた項目の一つで、該当幼児の指導に関し、1年を振り返り特に重視してきた点やどのような指導を行ってきたかについて記入され、「指導上参考となる事項」欄には、該当幼児の1年間の指導の経過と発達の姿について、幼稚園教育要

領（平成20年文部科学省告示第26号）第2章「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点とした発達の実情から向上が著しいと思われる事項、該当幼児の次年度の指導に必要と考えられる配慮事項及び指導上特に留意する必要がある場合等が記入される。

つまり、当該非開示箇所に記入されるのは、担任教諭が該当幼児の1年間の幼稚園生活を通して捉えた遊びの傾向、生活の取り組み方等といった発達の姿に関する総合的、全体的な評価、又は人物評価ともいふべき情報や該当幼児への1年間の指導に関する情報ということである。

イ 条例第11条は、保有個人情報の開示請求権を具体的な権利として認め、自己に関する保有個人情報の開示請求に対し実施機関はこれに応ずるのが原則であるとしたうえで、開示請求に係る保有個人情報が条例第11条第3項各号に掲げるいずれかに該当する場合には、当該保有個人情報を開示しないことができると規定し、「個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するもの（第2号）」を非開示とすることができる個人情報として掲げている。

ウ 以上より、本件異議申立ての対象となった当該非開示箇所に記入される個人情報は、幼児の評価（幼児への指導を含む。以下同じ。）に関する情報であり、条例第11条第3項第2号に該当する。

(2) 当該非開示箇所を開示することによる教育的支障

一般的に担任教諭は、指導要録が指導資料としての性格を有していること等を鑑み、成長過程にある幼児に継続的に適切な指導を行うため、開示することは予定せず、該当幼児の生活の様子やその評価をありのまま記入している。

このため、これを開示してしまうと、評価内容に対する反発や無用な衝突を招いたり、教師との信頼関係が損なわれるなど教育上の支障が生じることが懸念され、担任教諭が該当幼児及びその保護者との無用な衝突や信頼関係の損傷を恐れ、ありのまま記載することを差し控えたり、画一的な記載に終始したりするようになり、指導要録の記載内容が形骸化し、継続的かつ適切な指導を困難にするおそれがある。

(3) 当該非開示箇所の閲覧請求への対応について

申立人は、当該非開示箇所が閲覧できることになっていると主張するが、自らの幼稚園指導要録を閲覧可能とする法令等の規定はなく、岡山市において本人やその保護者から指導要録の閲覧の請求があった場合に、これを認めたり、必要に応じて指導要録を保護者に示しているような実態もない。

第4. 審査会の判断

実施機関と申立人との間における本件の争点をめぐる諸問題に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 条例第11条第3項第2号該当性について

- (1) 実施機関は、本件保有個人情報の記載内容のうち「指導の重点等」欄に設けられた「個人の重点」欄に係る部分全て及び「指導上参考となる事項」欄に係る部分全てについて、条例第11条第3項第2号の個人の評価等に関する情報に該当するためとして非開示としている。
- (2) 条例第11条第3項第2号は、「個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するもの」について、当該個人情報の開示をしないことができると規定しており、これを本件についてみると、実施機関

は、「個人の重点」欄については、該当幼児の指導に関し1年を振り返り特に重視してきた点やどのような指導を行ってきたかについて記入され、「指導上参考となる事項」欄には、該当幼児の1年間の指導経過と発達の様について、向上が著しいと思われる事項、該当幼児の次年度の指導に必要と考えられる配慮事項及び指導上特に留意する必要がある場合等が記入されるとし、当該非開示箇所に記入されるのは、担任教諭が該当幼児の1年間の幼稚園生活を通して捉えた遊びの傾向、生活の取り組み方等といった発達の姿に関する総合的、全体的な評価、又は人物評価ともいふべき情報や該当幼児への1年間の指導に関する情報であると主張している。

- (3) 実施機関が条例第11条第3項第2号該当性を理由として非開示とした部分には、単なる客観的事実に基づく記録ではなく、幼児一人一人が成長していく過程における担任教諭の評価ないし印象が記録されており、このような情報を開示することになると、実施機関が主張するとおり担任教諭が該当幼児及びその保護者との無用な衝突や信頼関係の損傷を恐れ、ありのまま記載することを差し控えたり、画一的な記載に終始したりするようになり、指導要録の記載内容が形骸化し、継続的かつ適切な指導を困難にするおそれがあると考えられる。

したがって、条例第11条第3項第2号に該当するとして非開示とした実施機関の本件処分は妥当である。

2 当該非開示箇所の閲覧請求への対応について

申立人は、当該非開示箇所が閲覧できることになっていると主張しているが、実施機関が主張しているとおり閲覧可能とする法令等の規定もなければ、実施機関が閲覧請求に応じている実態もないというの

であれば、申立人の主張は何ら根拠に基づくものではないといえる。

また、実施機関のこれら主張に対する申立人の反論もないため、申立人の当該非開示箇所の開覧が可能であるとする根拠は見出せない。

第5. 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1. 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6. 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成23年 7月 7日	諮問書の收受
平成23年 7月25日	審 議
平成23年 8月 4日	実施機関側意見書の收受
平成23年 8月22日	審 議
平成23年 9月26日	審 議
平成23年10月24日	審 議
平成23年11月21日	審 議
平成23年12月 9日	答 申